

仕様書

1 業務名

恵下埋立地希少動植物調査業務

2 履行場所

広島市佐伯区湯来町大字和田外

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、恵下埋立地整備事業に係る環境影響評価の事後調査として、重要な動植物種への影響を回避又は低減させるために実施する環境保全措置の効果を検証するために行うものである。

5 業務内容

(1) クマタカ等調査

ア 本調査の主旨・目的、過年度の調査結果等を把握した上で、業務計画書を作成する。

イ 現地調査（2地点各1人 4月、翌年2月及び3月各1回 各回2日）

定点観察法を基本とする。本市の定める事業計画地及びその周辺の2地点に調査員をそれぞれ配置し、無線機で連絡をとりながら双眼鏡又は望遠鏡を用いてクマタカ等希少猛禽類の観察を行う。

現地調査の留意点として、事業計画地周辺に飛来する個体と近隣で繁殖する個体の識別が重要となるため、可能な限り写真撮影を行う。また、前年調査時に、つがいと思われる個体が確認された場所周辺では、繁殖を示唆する行動に十分留意して調査を実施する。

ウ 現地調査結果を整理し、飛翔図、確認状況表を作成する。

エ 専門家ヒアリング

令和8年2月及び3月の前年度調査結果並びに令和8年4月の調査結果をとりまとめた説明資料を作成した上で、猛禽類の専門家に説明を行い、今後の調査や保全の進め方等について指導・助言を受ける。

オ 報告書作成

調査結果、協議内容等を整理し、わかりやすくとりまとめた報告書を作成する。

(2) トウゴクサバノオ調査

ア 本調査の主旨・目的、過年度の調査結果等を把握した上で、業務計画書を作成する。

イ 生育状況調査（2人 4月上中旬頃及び5～6月頃各1回 各回1日）

トウゴクサバノオの移植地No. III、No. III-4、No. IV（下流側）、No. V-1（上流側、下流側）及びNo. V-2の周辺を2人で探索し、生育が確認された地点では、生育状況及び環境条件（気温、地温、土壌水分、照度等）を調査し、生育範囲、個体数、本葉の数、開花状況等を記録し、写真撮影を行う。

生育が確認された移植地では、必要に応じて草刈り等の管理作業を行う。

ウ 移植地選定調査（2人 4～6月頃4回 各回1日）

北側急斜面を除く事業地内において、埋立地周辺の沢筋や水の染み出しがある場所を中心に踏査し、トウゴクサバノオの移植地を数カ所選定する。選定した場所は、環境条件（土壌pH、気温、地温、土壌水分、照度等）を調査し、位置（目印を付ける）を記録するとともに、写真撮影を行う。

エ 専門家ヒアリング

調査終了後に、生育状況等を取りまとめた説明資料を作成した上で、植物の専門家に説明を行い、今後の調査や保全の進め方等について指導・助言を受ける。

オ 報告書作成

調査結果、協議内容等を整理し、わかりやすく取りまとめた報告書を作成する。

(3) ユウシュンラン調査

ア 本調査の主旨・目的、過年度の調査結果等を把握した上で、業務計画書を作成する。

イ ユウシュンラン生育状況調査（2人 4～5月頃1回 1日）

ユウシュンランの既知生育地及び過年度の調査結果による生育地11地点周辺を2人で探索し、生育状況を調査し、個体数、開花状況等を記録し、写真撮影を行う。

生育が確認された地点では、必要に応じて落葉、落枝を取り除く等の管理作業を行う。

ウ 専門家ヒアリング

調査終了後に、生育状況等を取りまとめた説明資料を作成した上で、植物の専門家に説明を行い、今後の調査や保全の進め方等について指導・助言を受ける。

エ 報告書作成

調査結果、協議内容等を整理し、わかりやすく取りまとめた報告書を作成する。

(4) ブチサンショウウオ調査

ア 本調査の主旨・目的、過年度の調査結果等を把握した上で、業務計画書を作成する。

イ 成体生息状況調査（2人 4月～5月2回、各回1日）

過年度の調査で成体が確認された地点周辺で、改変区域内水路に落下する個体及び流下する個体を捕獲し、落下状況を把握する。個体が確認された場合は、個体数を記録するとともにこれらの写真撮影を行う。改変区域内で確認された個体については、その生息区域の上流側又は改変区域外の適切な場所へ移動させる。

ウ 幼生生息状況調査（2人 7月～8月頃3回、各回2日）

過年度の調査で幼生が確認された地点周辺を探索し、その生息分布を調査する。個体が確認された場合は、個体数を記録するとともにこれらの写真撮影を行う。改変区域内で確認された個体については、原則その生息区域の上流側又は改変区域外の適切な場所へ移動させる。

エ 専門家ヒアリング

調査終了後に、生息状況等を取りまとめた説明資料を作成した上で、両生類の専門家に説明を行い、今後の調査や保全の進め方等について指導・助言を受ける。

オ 報告書作成

調査結果、協議内容等を整理し、わかりやすく取りまとめた報告書を作成する。

6 打合せ

打合せは、業務着手時、業務完了時及び必要に応じて実施する。

7 報告事項等

受託者は、あらかじめ現場責任者及び従業員の氏名、資格等を報告する。現場責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。

8 成果品

本業務の成果品として、以下のものを提出する。

- (1) 報告書（A4判） : 1部
- (2) 報告書の電子データ（CD-R） : 1部

9 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、本市と協議して定めるものとする。
- (2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。
 - ア 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。
 - イ 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。
 - ウ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
 - エ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。